

リ・ボーン

男と女・共にめざそう明日のうしく 男女共同参画をめざして

市市民活動課男女共同参画推進室 ☎内線1631

*「リ・ボーン」という名称は、「再生」という意味があります。「男と女が人間としての尊厳を大切に、共に生まれ変わる力を持つこと」また、「人の心を結ぶぎずなは優しいリボンのようでありたい」との願いが込められています。

育児・介護休業法が改正されます！

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます。

改正の主なポイント

1. 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化します。
- 子の看護休暇制度を拡充します(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

3. 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設します(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。



2. 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業の取得が可能になります(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業の取得が可能になります。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得を不可とすることができる制度を廃止します。

4. 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組みを創設します。
- 勧告に従わない場合の公表制度および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設します。

【施行期日】

改正法の施行日は、「改正法の公布日(平成21年7月1日)から1年以内の政令で定める日(一部の規定は常時100人以下の労働者を雇用する事業主について3年)」です。

ただし、上記4の「実効性の確保」のうち、調停制度については「平成22年4月1日」、その他については「平成21年9月30日」です。

※詳細は、茨城労働局ホームページ(<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>)をご覧ください。

問い合わせ 茨城労働局雇用均等室 ☎029-224-6288